

掲載している催し等は、昨年12月15日時点の情報であり、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期している場合があります。

「防ごう 障がい者虐待」 あなたの通報が虐待の早期発見・早期対応につながります

虐待は身近な人(家族等)によって引き起こされることが多く、障がいのある人自身も虐待を受けている自覚がない場合や、被害を訴えられない場合があり、発覚しにくい傾向があります。そのため、周囲が虐待に早く気づき、相談・通報することで、状況が悪化する前に支援を開始することができます。

◆「虐待かな…?」と思ったり、気になることがあれば、ためらわず相談してください。

- ・相談は匿名でもかまいません。秘密は厳守します。
- ・虐待かどうか、はっきりしなくても相談してください。もし、誤報でも罰せられません。
- ・障がい者本人や家族の同意がなくても相談することができます。

見逃さないで！虐待のサイン

- 相手が手を上にあげただけで、頭をかばうような動きをする。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- ずっと同じ服を着ている。
- 髪や爪が伸びすぎていたり、皮膚が不潔である。
- 家族が本人の年金等を管理して、生活費やギャンブルに使っているように思える。

相談・通報はこちらまで

甲賀市障害者虐待防止センター（障がい福祉課内）
平日：TEL 69-2161（障がい福祉課）
休日・夜間：TEL 65-0650（市役所代表）

地域資源を活用した観光まちづくりを支援します ～歴史文化都市構築事業補助～

対象事業

1. 観光資源を活用したイベント開催にかかる新規の事業。ただし、国指定の史跡または国宝を活用する場合は、継続事業も可能。
 2. 市内の観光資源の磨き上げ（ハード整備）に係る新規の事業
 3. 市外を出発地とする観光バス乗り入れに係る事業
- ※1、2の事業は、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に行う事業。3の事業は、令和4年4月1日～令和4年6月30日の間に行う事業

応募資格（いずれかに該当する方・団体）

- ・旅行業または旅行業者代理業の登録を受けている方
- ・イベント業務管理士2級の資格を持つ技術者を配置できる方
- ・商業登記簿に記載のある方
- ・市内に本店または本社を有し、商工会法に規定する商工会に加入している方
- ・市内に住所を有する5人以上の会員で構成される団体で、適切な運営、会計処理を行っている団体

補助金額・申請方法等 詳細は、市ホームページをご覧ください。

申込締切 1月31日(月)

問合せ・申込み

観光企画推進課 地域資源振興係
TEL 69-2191 FAX 63-4087

市有地を売却します

入札により市有地を次のとおり売却します。

売却する市有地

- ①土山町北土山950番10、宅地、281.71㎡、非線引き都市計画区域、建ぺい率60%、容積率200%
予定価格／3,090,000円(最低売却価格)
- ②水口町本綾野1953番外2筆、雑種地、合計705㎡、市街化区域、建ぺい率60%、容積率200%
予定価格／38,900,000円(最低売却価格)

売却方法

一般競争入札
※複数の申込者が価格を競い合い、市があらかじめ定めた予定価格(最低売却価格)以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

申込資格

- ①税金を滞納していない方
- ②入札日時までに売却予定価格の5%に相当する金額を入札保証金として納付可能な方
- ③契約時に代金の30%、契約日から30日以内に残金の支払いが可能な方

申込方法 管財課に備え付けまたは市ホームページの入札要綱をご覧ください。指定の用紙でお申し込みください。(郵送・FAXによる申し込みはできません)

申込場所

甲賀市役所3階 管財課窓口

申込締切 1月31日(月)

受付時間 8時30分から17時15分まで(閉庁日を除く)

問合せ・申込み 管財課
TEL 69-2125 FAX 63-4561

みなくち子どもの森 1月のイベント

- ◆しぜんさんぽ（自然散歩）
《申込制》1月30日(日) 14時～15時
場所 みなくち子どもの森
対象 幼児から大人まで
参加費 無料
申込方法 要申込(定員10人)

問合せ・申込み

みなくち子どもの森自然館
TEL 63-6712 FAX 63-0466
☐ koka30104600@city.koka.lg.jp

もっとゆたかに～人権保障のとりくみ～ 「人権尊重の理念」の実現に向けて

人権とは、人が人らしく生きるために必要なものですから、とても重要です。「人が幸せに生きるための権利」「自由で豊かな生活を受受するための権利」「立場や考え方、生き方に関係なく生まれながらにして持っている権利」などいろいろな言葉で表現されています。

このかけがえのない人権を、現実の社会や生活に照らし合わせてみたらどうでしょうか。人権の侵害は、高齢者や子ども、女性、外国籍の人、性的少数者、生活困窮にある人など、一般的に社会の中で弱い立場にあるといわれている人たちに集中しています。

国連サミットが唱える持続可能な開発目標(SDGs)においても、「すべての人々の人権を実現する」との宣言がなされており、人権尊重の理念が基礎であることが示されています。

市では、一人ひとりが自分も周りも大切にできる地域社会づくりをめざし、甲賀市人権教育推進協議会やこうか市民共生ネットワークに所属する人々などとともに、人権教育・人権啓発活動を展開しています。

問合せ 人権推進課 人権教育室 TEL 69-2150 FAX 63-4554

消費者トラブルにご用心!

SMSの注意点

こんな事例があります

宅配業者の不在連絡を装ったメールに記載してあるURLをタップすると、宅配業者の偽サイトにつながり、サイト内で個人情報やクレジットカード情報を入力して、不正利用された。

遺産を受け取ってほしいというメール内容を信じ連絡すると、出会い系サイトに誘導され、遺産はもらえず、相手との連絡のポイント購入が高額になった。

こんなことに気を付けて

SMSは電話番号で利用でき、数字を11桁並べれば、相手を知らなくても送ってしまうメールになり、悪用されやすいです。

〈注意点1〉友人等、必要な電話番号は連絡先に登録しましょう。届いたSMSには、登録した名前が表示されるため、迷惑メールとの区別が付きやすくなります。

〈注意点2〉記載のURLや電話番号には連絡せず、自分で確かな連絡先を調べて問い合わせしましょう。

不審や不安に思ったら、消費生活センターに相談してください。

消費生活のご相談は 甲賀市消費生活センター TEL 69-2147
局番なしの188 FAX 63-4582

今月の納税

納期限は1月31日(月)です

納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。

- 市県民税(4期)
- 国民健康保険税(8期)
- 介護保険料(8期)
- 後期高齢者医療保険料
- 利用者負担額(保育料、幼稚園・保育園給食費)
- 公共下水道使用料・農業集落排水施設使用料

子育て情報はこちらから 甲賀流!こうか子育て応援サイト ここまあちねっと

子育て世代の皆さんの知りたい情報を発信しています。おでかけ情報やイベント情報は年齢別に検索できます。LINEやメルマガも配信中。

ここまあちねっと ホームページ

http://kokakosodate.jp

ここまあちねっと LINE

メルマガ 「甲賀子育て応援メール」

子育て支援センター だより

問合せ 子育て政策課 子育て政策係
TEL 69-2176 FAX 69-2298

1月の延長窓口(毎週火曜日19時まで)は、4日、11日、18日、25日です。

毎週火曜日は市役所市民課で、戸籍・住民票・税証明などの証明書発行、印鑑登録等を19時まで行っています。※ただし、延長窓口ではお受けできない業務がありますので、対応できる内容については下記までお問い合わせください。

マイナちゃんからの お知らせ

マイナンバーカードで各種証明書がコンビニで取得できます。(取得できる証明書は下記までご確認ください。)

問合せ 市民課
TEL 69-2138 FAX 65-6338